

(独)福祉医療機構(一般勘定)

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るため、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の設置等に必要な資金及び病院、診療所、介護老人保健施設等の医療関係施設等の設置等に必要な資金の融資(貸付事業)を行っている。
 (参考)
 財投対象外の主な事業としては、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業等がある。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

29年度財政投融資計画額	28年度末財政投融資残高見込み
3,531	33,546

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト (単位:億円)

区 分	28年度	29年度	増 減
1.国からの補助金等	68	53	△ 16
2.国への資金移転	-	-	-
1～2 小計	68	53	△ 16
3.国からの出資金等の機会費用分	△ 20	△ 194	△ 174
1～3 小計	48	△ 142	△ 190
4.欠損金の増減分	△ 57	△ 63	△ 6
1～4 合計=政策コスト(A)	△ 9	△ 205	△ 196
分析期間(年)	38	37	△ 1

② 投入時点別政策コスト内訳 (単位:億円)

区 分	28年度	29年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	△ 9	△ 205	△ 196
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	99	54	△ 45
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	△ 107	△ 259	△ 151
国からの補助金等	68	53	△ 16
国への資金移転	-	-	-
剰余金等の増減に伴う政策コスト	△ 176	△ 311	△ 135
出資金等の機会費用分	-	-	-

<参考>補助金・出資金等の29年度予算計上額
 補助金等 47億円
 出資金等 -

③ 経年比較分析 (単位:億円)

区 分	28年度	29年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	△ 9	△ 205	△ 196
(A') (A)を28年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	△ 9	△ 88	△ 79
(B) (A')のうち29年度以降に発生する政策コスト	△ 72	△ 88	△ 16

29年度の政策コストは △ 205億円である。28年度と29年度の前提金利の変化による影響を捨象し、29年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは28年度から16億円減少したと分析される。このような実質的なコスト減は、以下のような要因によるものと考えられる。

- ・29年度新規融資によるコスト増 (+ 110億円)
- ・30年度以降の財投機関債発行によるコスト減 (△ 17億円)
- ・貸倒償却の増によるコスト増 (+ 6億円)
- ・27年度実績確定及び28年度見込改定によるコスト減 (△ 110億円)
- ・事務費等支出及び運用収入によるコスト減 (△ 3億円)
- ・その他の要因によるコスト減 (△ 3億円)

④ 発生要因別政策コスト内訳 (単位:億円)

(A) 29年度政策コスト【再掲】	△ 205
① 繰上償還	19
② 貸倒	6
③ その他(利ざや等)	△ 229

⑤ 感応度分析(前提条件を変化させた場合) (単位:億円)

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
貸付及び調達金利+1%	16 (+220)
増減額のうち機会費用の増減額	+216
貸倒償却額+10%	△ 194 (+10)
増減額のうち機会費用の増減額	+1

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

[試算の概要]

- ① 機構の行う事業のうち、福祉医療貸付事業を經理している一般勘定を試算の対象としている。ただし、当該勘定に含まれる福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業に係る費用については、分析の対象から除外した。
- ② 既往の貸付金残高 3兆6,037億円(28年度末予定額)に加え、29年度の事業計画(貸付契約額 4,166億円)に基づき貸付を実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は、既往の貸付金に加え、29年度の事業計画に基づく貸付金が全て回収され、財政融資資金借入金全て償還されるまでの37年間としている。
- ④ 一般管理費等については、31年度以降は貸付金の管理及び回収業務についてのみ計上している。

[将来の事業見通しの考え方]

- ① 29年度の貸付金3,727億円及び30年度の貸付金1,119億円を65年度までに回収することとしている。
 (なお、30年度に交付する1,119億円については、29年度以前融資分に係る未交付貸付金である。)
- ② 繰上償還については、平成10年10月1日以降の貸付申込受理分から任意の繰上償還には弁済補償金が付されるので、弁済補償金付と弁済補償金無に区分されるが、弁済補償金付繰上償還については、財政融資資金借入金についても弁済補償金付の繰上償還を行うので、政策コストに影響を与えないことから見込まず、弁済補償金無繰上償還のみを見込んでいる。平成29年度の繰上償還額は、概算決定と同額を計上。平成30年度以降の繰上償還額は、各年度期首残高に過去の実績に基づいた繰上償還率を乗じて試算しているが、弁済補償金無の対象となる貸付金残高が年々減少していくため、繰上償還率も減少する見込みとなる。
- ③ 貸倒償却については、29年度予算における貸倒引当金計上額を分析期間内で償却することとし、総額で96億円を見込んでいる。
 なお、貸倒償却額は各年度の貸付金残高を基に算出しており、貸倒償却率は次頁のとおりである。

(単位:%)

年度	(実績)	(見込み)	(計画)	(試算前提)							
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36～57	58～65
繰上償還率(福祉)	0.98	0.10	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	—
繰上償還率(医療)	3.21	0.78	0.58	0.52	0.46	0.40	0.34	0.28	0.22	0.16	—
貸倒償却率	0.040	—	累計0.267%(注)								

(注)平成29年度期首残高に対する分析期間中の貸倒償却推計総額の比率

- ④ 27年度末におけるリスク管理債権の残高は756億円。民間の企業会計に準拠した場合の貸倒引当金は85億円(27年度末)である。
(貸倒引当金/貸付金残高(貸付受入金控除後)=0.248%)

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

[補助金等が投入される理由]

福祉・保健・医療サービス提供基盤となる社会福祉施設や医療施設等は、少子・高齢化社会に対応して国民生活に不可欠の社会資源であり、その整備等の促進を図るための経費等として一般会計から調達金利と貸付金利の金利差にかかる補給金等を受け入れている。

(根拠法令等)

・独立行政法人通則法 第46条(運営費交付金)

「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」

・予算補助(利子補給金)

[国庫納付根拠法令]

独立行政法人福祉医療機構法

第16条 機構は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第12条第1項に規定する業務の財源に充てることことができる。

2 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人通則法

第46条の2 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法の中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第35条の5第2項第5号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第35条の10第3項第5号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法の中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第35条の5第2項第5号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第35条の10第3項第5号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

6. 特記事項など

機構の福祉医療貸付事業の政策コストは、少子・高齢化社会において福祉・医療・介護サービスの充実のために欠かせない社会資源である社会福祉事業施設及び病院等の医療関係施設等の設置・整備等に必要な資金を政策的に長期・低利で融資するためのものであり、機構の融資により、社会福祉事業施設及び医療関係施設の整備が推進され、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上が図られている。

(参考)当該事業の成果、社会・経済的便益など

1 融資実績等

	平成27年度融資実績		平成27年度まで融資累計額		平成27年度末融資残高	
福祉貸付	1,091件	2,260億円	42,342件	4兆5,101億円	17,123件	1兆9,519億円
医療貸付	104件	1,106億円	95,668件	6兆3,660億円	6,097件	1兆5,420億円
合計	1,195件	3,366億円	138,010件	10兆8,761億円	23,220件	3兆4,938億円

2 過去10年間(平成18～27年度)における貸付事業の成果

① 福祉貸付事業においては、民間の社会福祉施設が施設数で7千9百施設、定員で36万人分の整備が図られた。

老人福祉施設 16.4万人(60.6万人)

障害福祉施設 2.3万人(13.1万人)

児童福祉施設 17.5万人(157.2万人)

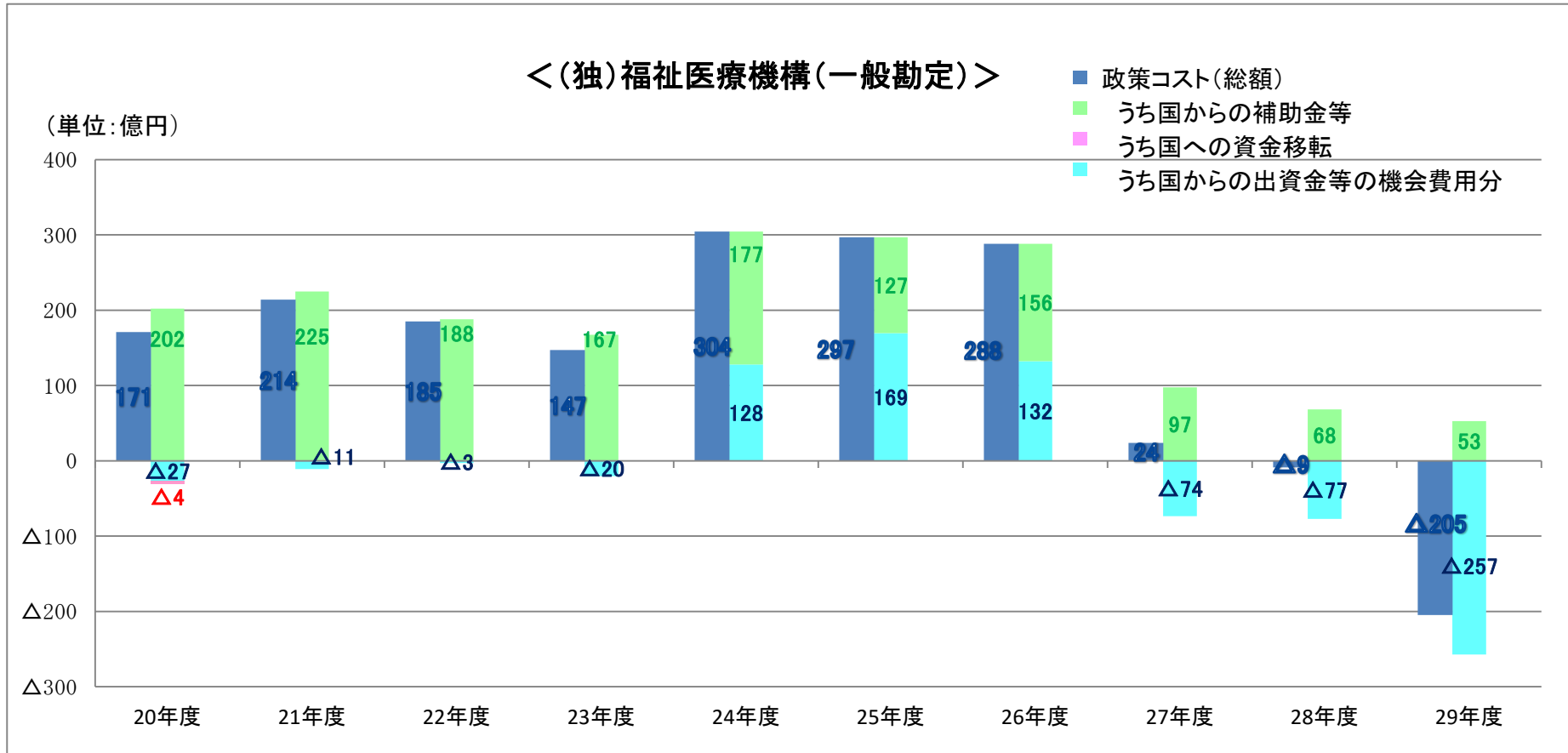
② 医療貸付事業においては、医療関係施設9百施設の新設、9百施設の増改築が行われ、病床等の整備が図られた。

介護老人保健施設 3.0万人(32.9万人)

病院 1.0万床(120.9万床)

(注)()書は平成27年10月現在の民間社会福祉施設等の定員である。

(参考) 構成要素別政策コストの推移



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(ポイント)

- ・23年度の補正予算により、東日本大震災に対する災害復旧・復興融資(無利子貸付等)によって発生する金利差(逆ザヤ)を補てんするために政府出資金を受け入れたこと及び貸付期間の延長に伴い分析期間が延長したことにより、24年度から26年度までは国からの出資金等の機会費用分が増加傾向。
- ・27年度以後は前提金利の低下に伴い、資金繰りを目的とした債券発行に係るコストが大幅に減少したため、損益が改善し、剰余金が発生することにより、国からの出資金等の機会費用分がマイナスコストとなる。

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	27年度末実績	28年度末見込	29年度末計画	科目	27年度末実績	28年度末見込	29年度末計画
(資産の部)				(負債及び純資産の部)			
流動資産	271,122	274,356	275,219	流動負債	311,967	302,277	298,600
現金及び預金	5,046	3,176	895	運営費交付金債務	810	-	-
有価証券	600	-	-	預り補助金等	2,546	-	-
1年以内回収予定長期貸付金	260,051	266,249	269,646	1年以内償還予定福祉医療機構債券	30,000	20,000	20,000
未収収益	5,420	5,025	4,773	債券発行差額(△)	-	△ 0	△ 0
未収入金	93	-	-	1年以内返済予定長期借入金	269,804	274,411	270,445
その他	3	-	-	未払金	173	124	124
貸倒引当金	△ 92	△ 94	△ 95	未払費用	8,308	7,708	7,996
固定資産	3,142,055	3,329,921	3,416,960	前受金	7	-	-
有形固定資産	684	546	495	預り金	12	-	-
建物	159	125	117	その他	307	34	34
車両運搬具	0	0	0	固定負債	3,083,604	3,285,496	3,378,016
工具器具備品	185	134	92	資産見返負債			
土地	339	286	286	資産見返運営費交付金	360	196	94
無形固定資産	318	170	76	福祉医療機構債券	205,000	205,000	215,000
ソフトウェア	317	169	75	債券発行差額(△)	△ 14	△ 12	△ 11
電話加入権	1	1	1	長期借入金	2,878,145	3,080,234	3,162,889
投資その他の資産	3,141,053	3,329,205	3,416,389	その他	112	78	44
長期貸付金	3,141,311	3,329,531	3,416,790	(負債合計)	3,395,571	3,587,773	3,676,616
<small>破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権</small>	7,402	7,889	8,422	資本金			
敷金・保証金	709	709	709	政府出資金	23,354	22,790	22,790
貸倒引当金	△ 8,369	△ 8,925	△ 9,532	資本剰余金	△ 1,604	△ 1,371	△ 1,380
				資本剰余金	△ 842	△ 676	△ 676
				損益外減価償却累計額(△)	△ 340	△ 328	△ 336
				損益外減損損失累計額(△)	△ 422	△ 367	△ 367
				繰越欠損金			
				当期末処理損失	△ 4,144	△ 4,915	△ 5,848
				(うち当期総損失)	(△ 724)	(△ 771)	(△ 933)
				(純資産合計)	17,606	16,505	15,563
資産合計	3,413,177	3,604,277	3,692,179	負債・純資産合計	3,413,177	3,604,277	3,692,179

(注) 1. 貸借対照表には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	27年度実績	28年度見込	29年度計画	科目	27年度実績	28年度見込	29年度計画
(損失の部)				(利益の部)			
経常費用	53,670	46,826	51,237	経常収益	52,946	46,083	50,304
福祉医療貸付業務費	51,307	43,888	48,797	運営費交付金収益	2,725	3,219	2,090
経営指導業務費	277	297	302	福祉医療貸付事業収入	46,521	38,288	43,829
福祉保健医療情報サービス業務費	342	1,043	506	経営指導事業収入	46	39	46
社会福祉振興助成業務費	886	714	714	福祉保健医療情報サービス事業収入	6	8	6
一般管理費	852	880	918	補助金等収益	3,460	4,359	4,225
雑損	6	5	-	資産見返運営費交付金戻入	165	165	102
臨時損失	-	28	-	財務収益	4	4	4
国庫納付金	-	28	-	雑益	19	3	2
				当期純損失	724	771	933
				当期総損失	724	771	933
合計	53,670	46,854	51,237	合計	53,670	46,854	51,237

(注) 1. 損益計算書には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。